

「金沢大学附属病院継続診療システム」利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「金沢大学附属病院継続診療システム（以下「システム」という。）」の情報資産の管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「協議会」とは、いしかわ診療情報共有ネットワーク協議会のことをいう。
- (2)「利用施設」とは、金沢大学附属病院（以下「本院」という。）又は協議会から承認された施設のことをいう。
- (3)「利用者」とは、利用施設に所属する者のうち、利用施設がシステムを利用する者として認められた者のことをいう。
- (4)「利用責任者」とは、利用施設に所属し、かつ、利用施設内のシステムの運用に責任を持つ者のことをいう。

(利用目的)

第3条 システムは、患者の同意に基づき、薬の処方、検査、注射、画像、バイタルチャート、レポート、診療記録及び経過記録の各種データを利用施設において当該患者の診療及び医療介護のために利用閲覧し情報を共有することにより、本院並びに利用施設との間で一貫した医療を患者に提供することを目的とする。

2 患者が同意したことを示す同意書は、当院で取得した文書又は他院で取得した文書の複写物とする。

(適用範囲)

第4条 利用施設は、診療及び医療介護の目的にのみシステムを利用できるものとする。

2 前項の利用範囲において、利用者及び利用責任者は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）及び日本電気株式会社の定める「地域医療連携ネットワークサービス「ID-Link」利用約款（以下、「ID-Link利用約款」という。）の規定を遵守するものとする。

3 個人情報保護法の適用に関して、利用施設を同7条2項の「独立行政法人から個人情報の取扱いの委託を受けた者」とみなし、利用者を同8条2号の「受託業務に従事している者又は従事していた者」とみなす。

(システムの管理運営)

第5条 システムの管理運営を行うため、本院にシステム管理運営責任者（以下「運営責任者」という。）及びシステム管理運営担当者（以下「運営担当者」という。）を置く。

2 運営責任者は、地域医療連携室長とする。

- 3 地域医療連携室副室長は、運営責任者を補佐し、運営責任者に事故のあるときはその業務を代理し、運営責任者が欠員のときはその職務を行う。
- 4 運営担当者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 地域医療連携室規程第4条に定める地域医療連携室職員
 - (2) その他、病院長又は運営責任者が適当と認めた者

(情報の利用に関する理念)

第6条 運営責任者、運営担当者、利用責任者及び利用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) システムの円滑な運用、情報セキュリティの確保、及び情報資産の維持に努めなければならない。
- (2) 厚生労働省通知「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に従い、システムに保存された情報の真正性、見読性、保存性を確保し、システムの利用において必要な情報が正確かつ迅速に利用できるよう、適正な管理運用に努めなければならない。
- (3) 情報の利用及び保存管理においては、患者の個人情報の保護とプライバシーの確保に努めなければならない。

(運営責任者、運営担当者の責務)

第7条 運営責任者及び運営担当者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) 利用者が適正にシステムを利用しているか監視することができる。また、不適正な利用があった場合には、利用者の利用を停止することができる。
- (2) 利用施設の利用を承認した場合でも、患者からの別途定める同意がない場合、当該患者のいかなる医療情報も閲覧できないようにしなければならない。

(利用責任者及び利用者の責務)

第8条 利用責任者及び利用者は、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

- (1) システムで得た情報は、第4条第1項に規定する目的以外の目的に利用してはならない。
- (2) 利用責任者は、利用者を適正に管理しなければならない。また、システムの安定運用のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) システムを利用して得られた医療情報は利用者が診療上の参考としてのみ利用し、患者本人又は第三者に提示及び提供してはならない。ただし、裁判所からの命令、その他法令に基づき開示が義務付けられている場合はこの限りではない。
- (4) 前項ただし書きの規定に基づき情報を第三者に開示する場合は、事前に本院へ通知しなければならない。
- (5) 利用者は、システムで得た医療情報を適正に管理し、紛失、盗難及び漏洩の防止に努めなければならない。紛失、盗難及び漏洩を確認した場合は、速やかに本院へ通知しなければならない。
- (6) 利用者は、申請した利用施設以外の施設で、システムを利用することは出来ない。
- (7) 当該患者の死亡等、閲覧が不要となった場合は、本院へ通知しなければならない。

(8) 利用の禁止事項については別に定める。

(利用手続き)

第 9 条 システムの利用を申請する施設の長は、所定の利用申込書兼誓約書を提出し、運営責任者の承認を得るとともに、「I D・L i n k」と利用契約の締結等を行わなければならない。

2 利用施設は、利用申込の内容変更又はシステムの利用停止を行う場合は、所定の利用変更届又は利用停止届を本院へ提出しなければならない。

3 利用施設は、利用責任者の管理の下、利用者の登録・削除を行わなければならない。

4 患者は、システムの利用に同意又は同意の撤回をする時は、所定の同意書又は同意撤回書を提出しなければならない。また、運営責任者は、所定の閲覧停止書により第 8 条第 7 号の通知を受けた場合は、当該患者の医療情報を閲覧出来ないようにすることができる。

5 第 1 項から第 4 項の規定に関わらず、石川県内の施設は、協議会が定める「いしかわ診療情報共有ネットワーク」の利用に関する規程に基づき手続きを行うものとする。

(利用施設又は利用者の利用停止)

第 10 条 利用施設又は利用者が「金沢大学附属病院継続診療システム」利用に関する規程に違反して、故意に、若しくは過失によりシステムに重大な支障を及ぼしたときは、運営責任者は、利用施設又は利用者の承認を取り消し、利用を停止することができる。

(損害賠償)

第 11 条 利用施設又は利用者が、故意又は過失によりシステムの運営に損害を与えた場合、又は第 6 条若しくは第 8 条に定める事項に違反し、直接又は間接的に本院に損害を与えた場合は、本院は利用施設又は利用者に対し、その損害に相当する費用を賠償請求するものとする。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、システムの管理及び運用に関し必要な事項は、運営責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月22日から施行する。